

## 狩猟免許取得補助事業のお知らせ

～あなたもハンターになりませんか？～

新たに狩猟免許（銃猟・わな猟・網猟）を取得し吉野川市地区猟友会（以下、地区猟友会）に加入した方、また、新たに狩猟免許を取得した地区猟友会員の方を対象に、その取得に要する経費を助成します。

### ●交付対象者（次の全てに該当する方）

- ①吉野川市内に住所を有する方
- ②令和5年4月1日以降に狩猟免許を取得する方
- ③狩猟免許を取得した日から2年を経過しない日までに、地区猟友会に所属している方

### ●交付対象経費

- ①徳島県が行う狩猟免許試験に係る手数料
- ②一般社団法人徳島県猟友会が行う講習（狩猟免許試験のためのものに限る）の受講に係る費用

### ●申請に必要なもの

- ①吉野川市狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）
- ②取得した狩猟免許に係る狩猟免状の写し
- ③交付対象経費に係る領収書等の写し
- ④補助金振込先の通帳の写し

（参考）

### ●令和6年度狩猟免許試験日程

9月1日(日)、10月20日(日)、  
令和7年1月26日(日)

### 問い合わせ・申し込み

徳島県農林水産部 鳥獣対策・里山振興課  
☎088-621-2262

### ●狩猟免許試験初心者講習会

狩猟免許試験の同時期頃に開催

### 問い合わせ・申し込み

徳島県猟友会  
☎088-623-1617



市ホームページ  
二次元コード

詳しい申し込み方法などは、市ホームページを確認するか、農林業振興課へ問い合わせください。

問い合わせ  
申し込み  
農林業振興課  
☎ 22-2228 FAX 22-2237

## 2024年度第3回LGBTQ コミュニティスペースのご案内

LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニングなど）の当事者や家族、パートナー、友人、支援者など、どなたでも参加できるコミュニティスペース（交流会）を開催します。

と き 9月14日(出)

午後1時～（90分程度）

と ころ 市役所本館3階大会議室

ゲ ス ト SAG 徳島代表 鳴門教育大学大学院  
学校教育研究科教授  
葛西 真記子さん

参 加 費 無料

### 申込方法

電話・FAX または Eメール

※開催日3日前までに人権課へ

連絡してください。

※要事前申込 ※秘密厳守



問い合わせ  
申し込み  
人権課  
☎ 22-2229 FAX 22-2260  
Eメール  
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

## 2024年度第3回 吉野川市人権講座のご案内

と き 9月7日(出)

午後2時～（60分程度）

と ころ 市役所本館3階大会議室

講 師 徳島県人権教育指導員  
近藤 陽子（こんどう ようこ）さん

演 題 「ともに育つ」

参 加 費 無料

申込方法 電話・FAX または Eメール

申込内容 氏名・電話番号など

申込期限 9月2日(月) 午後5時

※要事前申込

問い合わせ  
申し込み  
人権課・人権教育推進協議会  
☎ 22-2229 FAX 22-2260  
Eメール  
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

## 「児童扶養手当」の 請求はお済みですか

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されます。手当を受ける資格があっても、請求をしないと受けることができませんので、該当すると思われる方は手続きをしてください。

ただし、監護・養育している方の所得により、手当の一部または全部が支給されないことがあります。（過去に所得が高く請求していない方でも、前年中の所得状況で手当が支給される場合もあります。また、令和6年11月分から所得制限限度額の引き上げ改正が予定されています）

公的年金を受けている方でも年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額を児童扶養手当として受給できます。

また、両親のうち父または母が重度の障がい者で児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合は、その差額を児童扶養手当として受給することができます。

問い合わせ  
こども未来課 児童福祉係  
☎ 22-2266 FAX 22-2245

## ひとり親家庭等 医療費受給者認定の更新

8月・9月は「ひとり親家庭等医療費受給者認定」の更新月です。対象者には関係書類を郵送していますので、必ず更新手続きをしてください。

受付期限 9月30日(月)

受付場所 こども未来課（本館1階）

### 手続きに必要なもの

- (1) ひとり親家庭等医療費受給者認定〔更新〕申請書（対象者に郵送しています）
- (2) 対象者および対象児の健康保険被保険者証の写し



問い合わせ  
こども未来課 児童福祉係  
☎ 22-2266 FAX 22-2245

## 「児童扶養手当現況届」の提出

現在、児童扶養手当を受けている方は、8月中に「児童扶養手当現況届」の提出がないと11月以降の手当が受けられなくなります。必ず期間中に手続きをしてください。

受付期限 8月30日(金)

提出場所 こども未来課（本館1階）

※支所では受け付けていません。

持 参 物 児童扶養手当証書  
（令和5年度受給対象者の方）

※状況に応じて、他に提出書類  
が必要な場合があります。



問い合わせ  
こども未来課 児童福祉係  
☎ 22-2266 FAX 22-2245

## 9月10日は『下水道の日』です 下水道への接続にご協力ください！

～公共下水道の供用開始区域内に  
建物を所有されている方へ～

下水道は、衛生的で住みやすい生活環境の実現や、川や海の自然環境の保全など、私たちが健康で文化的な生活を続けていく上で大きな役割を担っています。

下水道が整備された地域にお住まいの方や建物を所有している方で、まだ接続が完了していない方は、早期の接続をお願いします。

下水道への接続工事は個人負担となり、経済的負担を伴いますが、本市では「水洗便所等改造奨励金」を設け、接続工事にかかる費用の助成を行っています。

### 【水洗便所等改造奨励金】

処理区域となった日から1年以内に  
宅内工事完了の場合…………… 50,000円  
処理区域となった日から2年以内に  
宅内工事完了の場合…………… 25,000円  
※交付には一定の条件があります。

問い合わせ  
下水道課  
☎ 22-2258 FAX 22-2254